



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年10月28日火曜日 第657号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（市町振興課）… 854
- 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則……………（ ）… 854

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（自然保護課）… 859
- 特別保護地区の指定……………（ ）… 860
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（ ）… 860
- 保安林の指定……………（森林整備課）… 862
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更……………（建築住宅課）… 862
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課）… 862
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 863
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 864
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ）… 865

教育委員会規則

- 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則……………（教育総務課施設厚生室）… 865
- 愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則……………（高校教育課）… 866
- 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則……………（ ）… 867

教育委員会告示

- 令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項……………（高校教育課）… 873
- 令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項……………（ ）… 880
- 令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項……………（特別支援教育課）… 882

公営企業管理規程

- 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程……………（公営企業管理局総務課）… 885

公営企業訓令

- 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令……………（公営企業管理局総務課）… 886

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第9号）の施行期日は、令和7年10月31日とする。

○愛媛県規則第39号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	（条例別表第1の規則で定める事務） 第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第2条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 学び直し支援金（条例別表第1の2の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の3の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 専攻科修学支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実について

の審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要した費用の返還に関する事務

(10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費（以下「肝炎治療費」という。）の支給に関する事務

(2) 肝炎治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 肝炎治療費の受給者証に関する事務

(4) 肝炎治療費の支給認定の変更にに関する事務

(5) 肝炎治療費の支給認定の取消しに関する事務

(6) 肝炎治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費（以下「肝がん等治療費」という。）の支給に関する事務

(2) 肝がん等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 肝がん等治療費の参加者証に関する事務

(4) 肝がん等治療費の支給認定の変更にに関する事務

(5) 肝がん等治療費の支給認定の取消しに関する事務

(6) 肝がん等治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 特定疾患の治療のため必要な医療費（以下「特定疾患治療費」という。）の支給に関する事務

(2) 特定疾患治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 特定疾患治療費の受給者証に関する事務

(4) 特定疾患治療費の支給認定の変更にに関する事務

(5) 特定疾患治療費の支給認定の取消しに関する事務

(6) 特定疾患治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（条例別表第1の規則で定める事務）

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

第10条 条例

別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

第2条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

(1)～(6) 省略

第11条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第12条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、_____学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第13条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 外国人であって、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずるもの若しくは同条第1項に規定する被保護者に準ずる者であったもの又はこれらの者と同一の世帯に属する者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費若しくは同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給又は同法第20条第1項の療育の給付に関する情報

イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給に関する情報

ウ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

エ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付け又は同法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給に関する情報

オ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項、第17条若しくは第26条の2の規定による手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報

第4条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第5条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号の規定により生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

キ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の実施に関する情報

ク 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自立支援医療費の支給に関する情報

ケ 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定による特定医療費の支給に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請又は同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る児童扶養手当法 第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号の規定により生活保護実施関係情報

の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2)・(3) 省略

(2)・(3) 省略

附 則

この規則は、令和7年10月31日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第944号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和7年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
葛籠尾鳥獣保護区	愛媛県と高知県との境界にある東光森山三角点（1,486.1メートル）を起点し、ここから同境界を南西に進み、新居浜市別子山筏津に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、太田尾越を経て、更に同山道を南西ないしほぼ北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、葛籠尾で住友林業株式会社所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界を南ないし南東に進み、更に同境界を北東ないし南東に進み、積善谷に通じる谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、登美野部落と草原部落を結ぶ山道と積善谷との交点に至り、ここから同谷を南東に約50メートル進み、同谷と小谷との分岐点に至り、ここから同小谷の東側の稜線をほぼ南東に進み、東光森山に向かう稜線との交点に至り、ここから同稜線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	当該地域のほとんどが会社所有林であるが、スギ・ヒノキの人工林のみならず、ミズナラ・シデ・クロモジ・マツ等の天然林があり、針広混交林などの林相の変化に富む地域となっていることから、これらの良好な鳥獣の生息環境となっている区域について保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
亀谷鳥獣保護区	喜多郡内子町上川の県道美川小田線と町道今生薬師堂線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、町道中川亀ヶ谷線との交点に至り、ここから同町道及びこれに続く林道亀ヶ谷線をほぼ北に進み、日浦嶺三角点（901.0メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線	同 上	当該地域は、人工林が多くを占める当地方にあって、所々に天然林が残されており鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

をほぼ北に進み、同三角点に至る。ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道をほぼ南に進み、林道野村北地線を横断し、更に同街道を南に進み、林道今生坂線を横断し、更に同街道を南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、町道今生薬師堂線に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあい場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。

玉川ダム鳥獣保護区

今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同 上

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図る。

西山鳥獣保護区

西条市丹原町古田の興隆寺旧参道と西山池に通じる車道との交点を起点とし、ここから同車道をほぼ西ないし南に進み、同寺所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西ないし北西に進み、同寺境内に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を北西ないしほぼ南西に進み、観世の滝に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に約340メートル進み、同滝に至る。ここから市道池田西山線に通じる歩道を北東に進み、同市道に出て、同市道を東に進み、同参道に通じる歩道（通称お大師道）との交点に

同 上

当該地域は、社寺の境内地を中心とした森林であり、針広混交林などの林相の変化に富む地域であり、特に樹齢100年を越える天然林もあることから、これらの良好な鳥獣の生息環境となっている区域について保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

至る。ここから同歩道を東に約450メートル進み、同参道との交点に至り、ここから同参道をほぼ東に約200メートル進み、起点に至る線に囲まれた区域

西谷鳥獣保護区	上浮穴郡久万高原町西谷10200番1の久万高原町所有の山林の区域	同上	当該地域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級の林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であり、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。 また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。
---------	----------------------------------	----	--

大宝寺鳥獣保護区	上浮穴郡久万高原町菅生の町道大坊線の勅使橋東端を起点とし、ここから王子川右岸を下流に約50メートル進み、ここから谷を北に約270メートル進み、久万造林株式会社所有の山林と宗教法人大宝寺所有の山林との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、標高点（752.6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南東に進み、峠御堂で同町道に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ南西ないし南東に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	当該地域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級の林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であり、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。 また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息
----------	--	----	---

に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

○愛媛県告示第945号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和7年10月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
亀谷鳥獣保護区特別保護地区	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（901.0メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	亀谷鳥獣保護区のうち、喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との町境周辺の特 に良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生育環境を保全する。
玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区	今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位と陸地との接する線に囲まれた区域	同上	集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図る。

○愛媛県告示第946号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月28日

愛媛県知事 中村時広

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類				
東野特定猟具使用禁止区域	松山市南久米町の日尾八幡神社前の県道松山川内線と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、岩堰橋を経て、更に同国道をほぼ北東に進み、横谷調整池の流水路との交点に至る。ここから同水路を東に進み、同調整池で旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南に進み、旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る。ここから旧湯山村と旧小野村との境界を東に進み、市道小野3号線に出て、同市道を南に進み、市道小野25号線との交点に至る。ここから、同市道及びこれに続く市道久米97号線を西に進み、県道松山川内線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	銃 器		の交点に至る。ここから同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ南西ないし東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1105番地6の山林と同町下畑野川乙1105番地1の山林との境界の交点に至り、ここから久万高原花卉木園所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1114番地の土地と同町下畑野川乙1112番地2の山林との境界の交点に至り、ここから愛媛ハイランド開発株式会社高原ゴルフ倶楽部所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ北東ないし南東に進み、町道嵯峨山線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
関川特定猟具使用禁止区域	四国中央市土居町畑野の市道畑野旧国道線の常盤橋東端を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道土居高曽根線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道大橋大谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、大谷橋西端で関川に出て、同川左岸を下流に進み、市道天皇海通橋線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道海通橋海岸線との交点に至り、ここから同市道並びにこれに続く市道海通橋栗井線及び市道県道栗井海岸線を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線に出て、同県道を南東に進み、市道下井手藤原海岸線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道海通橋長原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道八雲神社常盤橋線との交点に至る。ここから同市道を南西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上	源池公園特定猟具使用禁止区域	宇和島市津島町横川の市道影平線と県道宿毛津島線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に約270メートル進み、農道との交点に至る。ここから同農道を南西に約60メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約30メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南西に進み、同農道終点に至る。ここから歩道をほぼ西に進み、三差路を経て、更に同歩道を南西に進み、同歩道の終点で同町横川2208番1の土地と同町横川2207番の土地との境界の交点に至る。ここから同土地とその他の土地との境界を北西に進み、市道影平東線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道影平線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
久万高原ふるさと旅行村	上浮穴郡久万高原町下畑野川の県道西条久万線とエンマド川との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に約450メートル進み、同町下畑野川乙1056番地の山林と同町下畑野川乙1061番地の山林と同町下畑野川乙1046番地4の山林との境界の交点に至り、ここから稜線及びこれに続く同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地1の山林と同町下畑野川乙1109番地1の山林と同町下畑野川乙969番地2の山林との境界	同 上	同 上	中山池特定猟具使用禁止区域	宇和島市三間町成家の県道宇和三間線と市道山下正池線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道大藤黒井地線との交点に至り、ここから同市道を北東ないしほぼ東に進み、市道西前大下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大下西線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、宇和島市立成妙小学校に通じる山道（通称旧学童道）との交点に至る。ここから同山道をほぼ南西に進み、市道道の上線に出て、同市道を南西に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
				石風呂特定猟具使用禁止区域	松山市辰巳町の県道辰巳伊予和気停車場線と県道松山港線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、高浜五丁目から太山寺に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、同寺を経	同 上	同 上

	て、更に同山道を東に進み、市道和气121号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊予和気停車場線に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域			
瀬戸ふれあい交流センター特定猟具使用禁止区域	西宇和郡伊方町大久の国道197号の北側にある同町の所有地の区域一円	同	上	同 上
今田特定猟具使用禁止区域	西予市城川町魚成の市道丸岡線と市道魚成線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道畑ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北東に進み、同町魚成5426番地の土地と同町魚成5856番地の土地との間を通る歩道との交点に至り、ここから同歩道を南東に進み、市道丸岡線に出て、同市道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同 上
河原津特定猟具使用禁止区域	西条市河原津の北新開橋南端を起点とし、ここから海岸線に沿って北東ないし南東に進み、防波堤、物揚場を経て更にその海岸線を南東ないし南西に進み、市道河原津東線との交点に至る。ここから同市道を北西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同 上
市場・上三谷特定猟具使用禁止区域	伊予市市場の国道56号と四国縦貫自動車道との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道稲荷下三谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道下吾川上野線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、四国縦貫自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同 上

○愛媛県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 7 年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市黒瀬字大藪乙718番16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第948号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和 7 年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目13番11号

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

構造判定部 東京都中央区日本橋二丁目12番 6 号

(2) 変更後

構造判定部 東京都中央区日本橋二丁目12番 9 号

3 変更年月日

令和 7 年11月 1 日

○愛媛県告示第949号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。
令和7年10月28日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第83号	松山市真砂町6番地7	久保 礼子	松山市真砂町6番地7	令和7年9月25日

○愛媛県告示第950号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/118438.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年10月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役社長 水戸 信彰

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区

新居浜市菊本町1丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) R-441

特 定 施 設 の 種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第37号 ロ 分離施設
特 定 施 設 の 能 力		1日当たり処理液量12トン処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手2か月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～13
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 520
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 320 最大 420
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 320 最大 420
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0.2 最大 0.2

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理する。

(2) R-991

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第37号 ロ 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり処理液量15トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～2 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 620 最大 800
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20未満 最大 20未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 210 最大 270
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 2.5 最大 3

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年8月31日
処理施設の種類及び型式	沈降分離処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	集水槽 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽 縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈降分離処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～7.5 最大 5.5～8.8	通常 7.0～7.5 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 22,454 最大 29,537	通常 22,454 最大 29,537

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(3) No.3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年6月1日		
処理施設の種類及び型式	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の構造	土堰堤型式		
処理施設の主要寸法	沈降槽 縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル 中和槽 縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 5.5～8.8	通常 7.0～8.0 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～7.5 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 35.0
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 22,454 最大 29,537

(2) No.3 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 5.5～8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.2 最大 35.0
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 37,392 最大 40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第951号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ

り、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年10月28日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	樋 口 正 俊	松山市谷町379

○愛媛県告示第952号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定によ

り、松山市久保田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年10月28日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第953号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年10月28日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第10号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務） 第 1 条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第 1 の 3 の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	（条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務） 第 1 条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第 1 の 12 の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第 2 条 条例別表第 1 の 13 の項の教育委員会規則で定める事務は、<u>同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u> 第 3 条 条例別表第 1 の 14 の項の教育委員会規則で定める事務は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>学び直し支援金（条例別表第 1 の 14 の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (2) <u>学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u> 第 4 条 条例別表第 1 の 15 の項の教育委員会規則で定める事務は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>専攻科修学支援金（条例別表第 1 の 15 の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受</u>

2 親権者又は後見人は、誓約書記載事項に変更があつたときは、
その旨を届け出なければならない。

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

(適用除外)

第14条の2 中等教育学校の前期課程については、第11条（休学に係る部分に限る。）から第13条までの規定は適用しない。

2 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部については、第8条（幼稚部については第9条）から第13条までの規定は適用しない。

(居所)

第18条 自宅又は寄宿舎以外から通学しようとする者は、親権者又は後見人と連署の上、その居所を校長に届け出なければならない。

2・3 省略

様式第2号（第9条関係） 誓約書

省略

親権者又は後見人

住 所

氏 名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

生年月日

注1 本人、親権者及び後見人の氏名は自署とする。ただし、後見人が法人の場合にあつては、記名押印とする。

2 省略

2 保証人は、誓約書記載事項に変更があつたときは、
5日以内にその旨を届け出なければならない。

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第14条の2 省略

(適用除外)

第14条の3 中等教育学校の前期課程については、第12条（休学に係る部分に限る。）、第13条及び第14条の規定は適用しない。

2 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部については、第8条（幼稚部については第9条）から第14条までの規定は適用しない。

(居所)

第18条 自宅、寄宿舎以外から通学しようとする者は、保証人と連署の上、その居所を校長に届け出なければならない。

2・3 省略

様式第2号（第9条関係） 誓約書

省略

保証人

(親権者) 後見人

住 所

氏 名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

生年月日

保証人

住 所

氏 名

生年月日

注1 本人及び保証人の氏名は自署とする。ただし、保証人が法人の場合にあつては、記名押印とする。

2 省略

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県立学校学則様式第2号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県立学校学則様式第2号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校	
東予地区	省略 小松 小松（令和8年度に設置されたものをいう。） 省略		省略
省略			
南予地区	省略 八幡浜 八幡浜（令和8年度に設置されたものをいう。） 省略		省略

地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校	
東予地区	省略 小松 省略		省略
省略			
南予地区	省略 八幡浜 省略		省略

（愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科 健康スポーツ科	<u>640</u> <u>80</u>					新居浜東高等学校	3年	普通科 健康スポーツ科	<u>720</u> <u>40</u>				
省略								省略							
小松高等学校	3年	普通科 ライフデザイン科	<u>240</u> <u>80</u>					小松高等学校	3年	普通科 ライフデザイン科	<u>360</u> <u>120</u>				
小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	3年	普通科 情報科学科	<u>120</u> <u>40</u>												
東予高等学校	3年	機械科 電気システム科 建設工学科	<u>80</u> <u>80</u> <u>80</u>					東予高等学校	3年	機械科 電気システム科 建設工学科	<u>120</u> <u>120</u> <u>120</u>				

東予総合 高等学校	3年	アグリデザ イン科 機械電気科 建築土木科 ライフデザ イン科 総合学科	40 40 40 40 80				
丹原高等 学校	3年	普通科 園芸科学科	240 80				
今治西高 等学校	3年	普通科 国際科	800 40	省略			
伯方分校	3年	普通科	120				
今治南高 等学校	3年	普通科 園芸クリエ イト科	520 120				
省略							
大三島分 校	3年	普通科	80				
今治工業 高等学校	省略						
しまなみ 高等学校	3年	総合学科	80				
省略							
北条高等 学校	3年	総合学科	240				
省略							
松山南高 等学校	3年	普通科 理数科	960 120	3年 以上	普通科 商業科	夜	160 40
砥部分校	3年	デザイン科	200				
省略							
松山工業 高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 120 120 120 120 120	3年 以上	機械科 建築科 機械シ ステム 科	夜	120 120 40
松山商業 高等学校	3年	商業科 流通経済科 地域ビジネ ス科 情報ビジネ ス科	240 360 120 360	3年 以上	商業科	夜	120
東温高等 学校	3年	普通科 商業科 総合学科	480 160 360				
丹原高等 学校	3年	普通科 園芸科学科	360 120				
今治西高 等学校	3年	普通科	880	省略			
伯方分校	3年	普通科	180				
今治南高 等学校	3年	普通科 園芸クリエ イト科	560 120				
省略							
大三島分 校	3年	普通科	120				
今治工業 高等学校	省略						
省略							
北条高等 学校	3年	総合学科	360				
省略							
松山南高 等学校	3年	普通科 理数科	960 120	3年 以上	普通科	夜	160
砥部分校	3年	デザイン科	160				
省略							
松山工業 高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 120 120 120 120 120	3年 以上	機械科 建築科	夜	160 160
松山商業 高等学校	3年	商業科 流通経済科 地域ビジネ ス科 情報ビジネ ス科	240 360 120 360	3年 以上	商業科	夜	160
東温高等 学校	3年	普通科 商業科	720 240				

省略							
伊予高等学校	3年	普通科 理数情報科 芸術科	<u>560</u> <u>40</u> <u>40</u>				
大洲高等学校	3年	普通科 生産科学科 食品デザイン科 商業科	<u>360</u> <u>40</u> <u>40</u> 120				
省略							
大洲農業高等学校	3年	生産科学科 食品デザイン科	<u>80</u> <u>80</u>				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科	<u>320</u> <u>80</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>120</u>
八幡浜高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	3年	普通科 みらい創造工学科 ビジネスクリエーション科 総合学科	<u>160</u> <u>40</u> <u>40</u> <u>40</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>40</u>
八幡浜工業高等学校	3年	機械土木工学科 電気技術科	<u>80</u> <u>80</u>				
川之石高等学校	3年	総合学科	<u>240</u>				
三崎高等学校	3年	社会共創科	<u>180</u>				
宇和高等学校	3年	普通科 生物工学科 総合学科	<u>160</u> <u>80</u> <u>120</u>				
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	<u>120</u> 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科	360 120 240	省略			
津島分校	3年	普通科	<u>60</u>				
宇和島水産高等学校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	<u>95</u> <u>95</u> <u>95</u>				
省略							
三間分校	3年	普通科 農業機械科	<u>30</u> <u>30</u>				
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	<u>280</u> 120				

省略							
伊予高等学校	3年	普通科	<u>600</u>				
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	<u>400</u> 120				
省略							
大洲農業高等学校	3年	生産科学科 食品デザイン科	<u>120</u> <u>120</u>				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科	<u>480</u> <u>120</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>160</u>
八幡浜工業高等学校	3年	機械土木工学科 電気技術科	<u>120</u> <u>120</u>				
川之石高等学校	3年	総合学科	<u>360</u>				
三崎高等学校	3年	普通科 社会共創科	<u>60</u> <u>120</u>				
宇和高等学校	3年	普通科 生物工学科	<u>240</u> <u>120</u>				
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	<u>160</u> 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	360 120 240 <u>40</u>	省略			
津島分校	3年	普通科	<u>120</u>				
宇和島水産高等学校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	<u>100</u> <u>100</u> <u>100</u>				
省略							
三間分校	3年	普通科 農業機械科	<u>60</u> <u>60</u>				
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	<u>320</u> 120				

北条清新 高等学校				3年 以上	総合学 科	昼	80
--------------	--	--	--	----------	----------	---	----

備考 1 新居浜南高等学校、しまなみ高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程、東予総合高等学校、東温高等学校、八幡浜高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）及び宇和高等学校の全日制の課程（総合学科に限る。）並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校、宇和島東高等学校及び北条清新高等学校の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とする。

2 省略

別表第1の2（第2条関係）

学校名	通信制の課程 （単位制による課程）		
	修業年限	学科	生徒定員
北条清新高等学校	3年以上	普通科	1,200

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	420

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
省略						
みしま分校	省略					
松山城北特別支援学校	知的障害者	小学部		6年		
		中学部		3年		
		高等部	本科	3年	普通科	48
					キャリアデザイン科	24

備考 省略

備考 1 新居浜南高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校及び宇和島東高等学校の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とする。

2 省略

別表第1の2（第2条関係）

学校名	通信制の課程 （単位制による課程）		
	修業年限	学科	生徒定員
松山東高等学校	3年以上	普通科	1,200

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	560

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科	48
					産業科	24
省略						
みしま分校	省略					

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に松山東高等学校の通信制の課程及びみなら特別支援学校松山城北分校に在学する生徒は、その時においてそれぞれ北条清新高等学校の通信制の課程及び松山城北特別支援学校の生徒となるものとする。

（高等学校の入学定員の特例）

3 第2条の規定による改正後の愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（以下「改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則」という。）別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和8年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	学科	入学定員	学科	入学定員
新居浜東高等学校	普通科	200		
	健康スポーツ科	40		
小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	普通科	120		
	情報科学科	40		
東予総合高等学校	アグリデザイン科	40		
	機械電気科	40		
	建築土木科	40		
	ライフデザイン科	40		
	総合学科	80		
今治西高等学校	普通科	240		
	国際科	40		
今治南高等学校	普通科	160		
しまなみ高等学校	総合学科	80		
松山南高等学校			商業科	40
松山工業高等学校			機械システム科	40
松山南高等学校砥部分校	デザイン科	80		
東温高等学校	総合学科	360		
伊予高等学校	普通科	160		
	理数情報科	40		
	芸術科	40		
大洲高等学校	生産科学科	40		
	食品デザイン科	40		
八幡浜高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	普通科	160	普通科	40
	みらい創造工学科	40		
	ビジネスクリエーション科	40		
	総合学科	40		
宇和高等学校	総合学科	120		
宇和島水産高等学校	水産食品科	30		
	水産増殖科	30		
	海洋技術科	30		
南宇和高等学校	普通科	80		
北条清新高等学校			総合学科	80

（高等学校の入学定員の適用除外）

4 次の表に掲げる学校の学科については、改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	定時制の課程	備考
	学科	学科	
小松高等学校	普通科		令和8年度から生徒募集を停止
	ライフデザイン科		同
東予高等学校	機械科		同
	電気システム科		同

	建設工学科		同
丹原高等学校	普通科		同
	園芸科学科		同
今治西高等学校 伯方分校	普通科		同
今治北高等学校 大三島分校	普通科		同
北条高等学校	総合学科		同
松山工業高等学校		機械科	同
		建築科	同
松山商業高等学校		商業科	同
東温高等学校	普通科		同
	商業科		同
大洲農業高等学校	生産科学科		同
	食品デザイン科		同
八幡浜高等学校	普通科	普通科	同
	商業科		同
八幡浜工業高等学校	機械土木工学科		同
	電気技術科		同
川之石高等学校	総合学科		同
宇和高等学校	普通科		同
	生物工学科		同

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

令和8年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和8年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

令和8年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 令和8年度愛媛県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集（2以上の学科について一括して募集することをいう。以下同じ。）ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科（以下「国際文理科」という。）については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること（以下「全国募集」という。）ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

令和8年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。ただし、体育科及び芸術科にあっては、特色入学者選抜における特色入学確約者数が募集定員を満たした場合は、一般入学者選抜を実施しない。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程及び北条清新高等学校の定時制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の特色入学確約者数を差し引いた数と、北条清新高等学校以外の定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和8年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を

卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和8年2月9日（月）午前9時から同月16日（月）正午までとする。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（(6)に掲げる期間をいう。以下同じ。）中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科、国際文理科又は国際科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(ウ) 同一学校における全日制課程の理数科、国際文理科及び国際科以外の異なる二つの学科を志望する場合（同一学科に属する二つの小学科を志望する場合を除く。）で、当該学科のうち一つの学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの学科とみなす。

<出願の例>

普通科、商業科（商業科）、農業科（生産科学科、食品デザイン科）、総合学科を設置する高等学校に出願する場合

a 二つの学科を志望

第1志望「普通科」、第2志望「総合学科」など

b 一つの学科と他の学科に属する一つの小学科を志望
第1志望「普通科」、第2志望「商業科（商業科）」

第1志望「農業科（生産科学科）」、第2志望「普通科」など

c 異なる二つの学科から小学科をそれぞれ一つずつ志望

第1志望「商業科（商業科）」、第2志望「農業科（食品デザイン科）」など

(4) 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持

参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出するものとする。

(5) 出願手続

ア 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

(ア) 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を所定の方法にて支払わなければならない。

(イ) 県外からの入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校（以下「在籍校等」という。）の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍校等のない場合（在籍校等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあっては、直接）、志願先の高等学校（令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ小松高等学校、東予高等学校、今治北高等学校、八幡浜高等学校及び北条高等学校。以下「志願先高等学校」という。）の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に愛媛県県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」という。）を提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

イ 中学校長は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める手続を行うものとする。

(ア) 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータを専用出願管理システム（以下「入試出願システム」という。）により志願先高等学校長へ提出するものとする。

(イ) 入学志願者から入学志願理由書又は入学志願許可申請書が提出された場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより当該書類を志願先高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータについて受理する。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中）に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

エ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断さ

れる者が志願する場合には、令和8年1月9日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年1月16日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

オ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を志願先高等学校長に提出することができる。

カ 海外帰国生徒等（ウ）に掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

（ア）海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和8年1月9日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

（イ）高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年1月16日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

（ウ）海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和8年2月8日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在学期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

（6）志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間に、えひめ電子申請システムにより、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）を所定の方法にて支払わなければならない。

4 報告書

（1）中学校長は、次の報告書を、令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

（2）中学校長は、報告書の提出を次の方法により行うものとする。

ア 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入試出願システムにより提出する。

イ 入学志願者の在籍校等がアに掲げるもの以外の場合、中

学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより提出する。ただし、これにより難しい特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（3）中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

（4）高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

（1）学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

（ア）全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

（イ）定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和8年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和7年5月20日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによる。

（2）実技テスト

新居浜東高等学校健康スポーツ科、今治工業高等学校繊維デザイン科、松山南高等学校砥部分校デザイン科及び伊予高等学校芸術科（以下「実技テストを行う学科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。（3）において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な技能を見るものとし、それぞれの内容については、当日指示する。

なお、持参品については、各高等学校長が事前に公表する。

（3）面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 実技テストを行う学科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

（4）期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和8年 3月5日（木）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:50～11:15	国 語(作文)
	11:35～12:25	理 科
	12:25～13:20	(昼 食)
	13:25～14:15	社 会
令和8年 3月6日（金）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:55～11:55	英 語

	11:55～12:55	(昼 食)
	13:05～	面接 (実技テストを行う学科に あつては、実技テスト終了 後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校とする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

- (イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

- (ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

- (エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第1志望とする者のほか、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2

志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者も対象に含めるものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (オ) (エ)において、第2選抜までに決定された合格者数が募集人員を下回っている学科については、当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第2志望としている者のうち第2選抜までに選抜されなかった者を対象に、A、B及びCを用いて、募集人員に満たない人数を限度に選抜する。ただし、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者を除く。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おつて、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及びその他普通教育を
施す学科として適当な規模及び
内容があると認められる学科
（以下「その他普通科」とい
う。）並びに専門学科（理数科
を除く。）】

【理数科及び総合学科】

満点の 比率			得点を 算出す るとき に乘じ る数		A、B、C のそれぞ れの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \quad (300\text{点満点})$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \quad (100\text{点満点})$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算（100点満点）

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

- (イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選拔を行わず、第2選拔の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選拔のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選拔における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2	50x 150	50y 135	300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2			200	200	100
4	3	3			200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区に関する規則の規定に従って選拔する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(5)カ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選拔する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選拔に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校)にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校)において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月18日(水)から1週間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

る。

- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)の写し及び返信用封筒(宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの)を同封し、志願先高等学校に送付することにより行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校に送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(令和8年3月18日(水)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先高等学校で行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校で行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 追検査

1 追検査の実施

高等学校長は、当該高等学校における一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、追検査を実施するものとする。

2 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を中学校長を経て(在籍校等のない場合にあっては、直接)、令和8年3月5日(木)から同月9日(月)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。その際、追検査受検願に、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した理由が病気その他やむを得ない事情であることを証明する書類(医師の診断書、中学校長の副申書等)を添付すること。
- (2) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

3 学力検査等

追検査の受検を承認された者(以下「追検査受検者」という。)に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、第3の5(1)から(3)までの規定に準ずる。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

- (1) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
	9:00~9:15	点呼・受検上の注意
	9:30~10:00	国 語
	10:10~10:35	国 語(作文)
	10:45~11:15	理 科

令和8年 3月13日（金）	11:25～11:55	社 会
	11:55～12:50	（昼 食）
	12:50～13:20	数 学
	13:30～14:00	英 語
	14:10～	面 接 (実技テストを行う学科に あっては、実技テスト終了 後に面接)

(2) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校とする。

4 入学者の選抜方法

第3の6の規定に準ずる。この場合において、追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

5 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日（水）午前10時に、当該高等学校（令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

6 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第3の8の規定に準ずる。

第5 特色入学者選抜

1 実施学科

令和8年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科及び北条清新高等学校の定時制の課程について実施する。

2 募集人員

(1) 特色入学の募集人員は、普通科、その他普通科、理数科、国際文理科、国際科及び普通科とのくくり募集をする学科にあっては当該学科の募集定員の30パーセント程度を上限として、職業教育を主とする学科（普通科とのくくり募集をする学科を除く。）及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の50パーセント程度を上限として、体育科及び芸術科にあっては当該学科の募集定員の100パーセントを上限として、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(2) 全国募集を実施する学科については、体育科及び芸術科にあっては、(1)の募集人員の枠内において、その他の学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者若しくは卒業した者、又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者若しくは修了した者を対象に特色入学者を募集すること（以下「県外特色入学者募集」という。）ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 特色入学を志願できる者は、県内の中学校等を卒業した者若しくは県内の中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月末日までにこれらの学校を卒業若しくは修了する見込みの者（県外特色入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業した者若しくは県外の中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの学校を令和8年3月末日までに卒業若しくは修了する見込みの者）であって、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定める出願資格の要件を満たす者とする。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

ウ 特色入学を志願できる者は、合格した場合に入学を確約できる者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和8年1月13日（火）午前9時から同月20日（火）正午までとする。

(3) 出願制限

特色入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願方法

特色入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等により提出するものとする。

(5) 出願手続

ア 特色入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

(ア) 特色入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を所定の方法にて支払わなければならない。

(イ) 特色入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、志願先高等学校長に自己アピール書を提出しなければならない。

(ウ) 県外特色入学者募集の志願者は、(ア)及び(イ)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、志願先高等学校長に入学志願理由書を提出しなければならない。

イ 中学校長は、特色入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 特色入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、特色入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書及び自己アピール書を添付して、入試出願システムにより志願先高等学校長へ提出するものとする。

(イ) 特色入学志願者の在籍校等が(ア)に掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書及び自己アピール書（県外からの特色入学志願者の場合は、報告書、自己アピール書及び入学志願理由書）を志願先高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータ、報告書及び自己アピール書について受理する。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

調査書

5 検査

(1) 検査項目

特色入学志願者に対して、作文、小論文、面接、集団討論、実技テスト及びプレゼンテーションから、各高等学校が選択した検査項目を実施する。

なお、検査項目及び実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 期日及び日程

期 日	時 間	検査項目等
令和8年 1月30日（金）	9:00～	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	各高等学校が定めた検査項目

(3) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校とする。

6 特色入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書及び当該高等学校が定めた検査項目の結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、特色入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、令和8年2月6日（金）午前10時から同月9日（月）正午までの間に、中学校長に選抜の結果を特色入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付する。

(2) 中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、中学校長を通じ、入学確約書を令和8年2月13日（金）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日（水）午前10時に、当該

高等学校（令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校）にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

第6 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和8年1月30日（金）に実施した特色入学者選抜並びに令和8年3月5日（木）及び6日（金）に実施した一般入学者選抜（令和8年3月13日（金）に実施した追検査を含む。）（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和8年3月18日（水）午前10時に、当該高等学校（令和8年度に新設される八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、八幡浜高等学校及び北条高等学校）に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和8年3月19日（木）午前9時から同月25日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、志願先高等学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 特別措置願、自己申告書及び海外帰国生徒等取扱措置願の提出については、第1次募集の場合に準ずる。

(5) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和8年3月19日（木）午前9時から同月25日（水）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
令和8年 3月30日（月）	9:30～10:00	点呼・受検上の注意
	10:15～10:45	国 語
	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00～13:00	（昼 食）
	13:10～	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月31日（火）午前10時に、当該高等学校（令和8年度に新設される八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、八幡浜高等学校及び北条高等学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月31日（火）から1月間とする。

第7 その他

- 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

令和8年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

令和8年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和8年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	140名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす

る。

- 令和8年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- 令和8年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和7年12月12日（金）午前9時から同月18日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月18日（木）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して110円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校校長」という。）に提出しなければならない。
- 入学志願者は、2以上の公立中等教育学校（他の都道府県の公立の中高一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）を含む。）に出願することはできない。
- 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和7年12月5日（金）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校校長に提出するものとする。

中等教育学校校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年12月11日（木）までに教育長に提出し、協議するものとする。

- 海外帰国児童等（ウに掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、小学校長を経て、令和7年12月5日（金）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年12月11日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和8年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和7年12月11日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を令和7年12月25日（木）、同月26日（金）、令和8年1月5日（月）又は同月6日（火）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、令和7年12月25日（木）から令和8年1月6日（火）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文
作文の字数は、600字程度とする。
- (2) 適性検査
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。
- (3) 面接
入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和8年 1月9日（金）	8:50	集合（志願先中等教育学校）
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	（昼 食）
	12:40～	面 接

- (5) 検査場
検査場は、志願先の中等教育学校とする。
- (6) 受検に当たっての留意事項
ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。
イ 当日の持参品は、次のとおりとする。
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消し

ゴム、定規、下敷き（無地）、弁当

ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、令和8年1月16日（金）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。
- (2) 中等教育学校長は、令和8年1月16日（金）午前9時から同月21日（水）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

12 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年1月16日（金）から1週間とする。
なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。
- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の中等教育学校に送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月16日（金）にあつては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和8年1月16日（金）の入学予定者の発表後から同月26日（月）午後4時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。）を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和8年3月31日（火）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和8年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の

入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和8年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 松山盲学校への出願期間は、令和8年1月27日（火）午前9時から2月9日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月9日（月）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 松山盲学校以外の県立特別支援学校（以下「その他特別支援学校」という。）への出願期間は、令和8年1月27日（火）午前9時から2月9日（月）正午までとする。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、2以上の学科を設置する県立特別支援学校の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするときを除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(4) 出願手続

ア 松山盲学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

a 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校（以下「在籍中学部等」という。）の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍中学部等のない場合（在籍中学部等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

b 県外からの入学志願者は、aにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 松山盲学校長は、入学志願理由書の提出があった場合

は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

イ その他特別支援学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

a 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより、出願手続を行う。

b 県外からの入学志願者は、aにより出願手続を行うとともに、在籍中学部等校長を経て（在籍中学部等がない場合にあっては、直接）、志願先の特別支援学校（令和8年度に新設される松山城北特別支援学校にあっては、みなら特別支援学校）の校長（以下「志願先校長」という。）に入学志願理由書を提出しなければならない。

(イ) 在籍中学部等校長は、入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 入学志願者の在籍中学部等が県内の公立の中学部等又は中等教育学校である場合、在籍中学部等校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書（2に掲げるものをいう。以下同じ。）を添付して、専用の出願管理システム（以下「入試出願システム」という。）により志願先校長へ提出するものとする。

b 入学志願者の在籍中学部等がaに掲げるもの以外の場合、在籍中学部等校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書（県外からの入学志願者の場合は、報告書及び入学志願理由書）を志願先校長へ提出するものとする。

(ウ) 志願先校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 志願先校長は、提出された出願手続のデータ及び報告書について受理する。

b 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書（令和2年3月以前の卒業生については、卒業証明書）

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、松山盲学校への出願については、令和8年2月12日（木）午前9時から同月20日（金）午後4時までの間に提出するものとする。

おって、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科及びキャリアデザイン科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和8年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和7年5月20日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和8年3月10日（火）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。ただし、松山城北特別支援学校にあっては、みなら特別支援学校松山城北分校とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月19日（木）午前10時に、当該特別支援学校（令和8年度に新設される松山城北特別支援学校にあっては、みなら特別支援学校松山城北分校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月19日（木）から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

る。

- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の特別支援学校に送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時（3月19日（木）にあつては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等（以下「在籍高等部等」という。）の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍高等部等のない場合（在籍高等部等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあつては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

- (1) 在籍高等部等校長は、次の報告書を令和8年2月12日（木）午前9時から同月20日（金）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書（令和2年3月以前の卒業生については、卒業証明書）

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在

籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和8年3月10日（火）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学者志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月19日（木）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名		募集人員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専攻科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	60
		産 業 科	16

今治特別支援学校	本科	普通科	50
		産業科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	本科	普通科	8
宇和特別支援学校 (知的障がい部門)	本科	普通科	30
		産業科	16
宇和特別支援学校 (肢体不自由部門)	本科	普通科	8

新居浜特別支援学校	本科	普通科	32
		産業科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本科	普通科	8
松山城北特別支援学校	本科	普通科	16
		キャリアデザイン科	8
計			340

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第10号

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年10月28日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正)

第1条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改

正

後

(勤務時間)

第3条 省略

2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

区 分		始業時間	終業時間
省略			
病院	2 交替勤務	日 勤	午前 8 時30分 午後 5 時15分
		長日勤	午前 8 時30分 午後 9 時15分
		遅 出	午後零時30分 午後10時
		夜 勤	午後 8 時30分 午前 9 時15分
	3 交替勤務	省略	
省略			

3・4 省略

改

正

前

(勤務時間)

第3条 省略

2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

区 分		始業時間	終業時間
省略			
病院			
	3 交替勤務	省略	
省略			

3・4 省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第5 (第6条関係)			別表第5 (第6条関係)		
特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額			特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額		
特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略			省略		

夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等 省略	勤務 1 回につき 手当額 7,300円以内 省略	夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等 省略	勤務 1 回につき 手当額 7,100円以内 省略
省略			省略		

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和 7 年11月 2 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 所属長は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第 3 条第 2 項の規定の例により、同項の承認の申請を行うことができる。
- 3 管理者は、前項の規定による承認の申請があった場合には、施行日前においても、第 1 条の規定による改正後の愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第 3 条第 2 項の規定の例により、その承認をすることがある。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同項の規定による承認とみなす。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第 5 号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年10月28日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(夜間看護等手当) 第13条 省略 2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。 (1) 前項第 1 号の業務 ア 勤務時間が深夜の全部を含む場合 勤務 1 回につき 7,300円 イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合（アに該当する場合を除く。） 勤務 1 回につき 3,550円（当該業務に従事した勤務が一の月につき 9 回目以降の場合にあつては、7,100円） ウ 省略 エ 省略 (2)・(3) 省略 3 省略	(夜間看護等手当) 第13条 省略 2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。 (1) 前項第 1 号の業務 ア 深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合 _____ 勤務 1 回につき 3,550円（当該業務に従事した勤務が一の月につき 9 回目以降の場合にあつては、7,100円） イ 省略 ウ 省略 (2)・(3) 省略 3 省略

附 則

この訓令は、令和 7 年11月 2 日から施行する。